



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



2024年2月15日

各位

会社名 株式会社アルデプロ  
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一  
(コード番号 8925 東証スタンダード)  
問合せ先 取締役常務執行役員 荻坂昌次郎  
企画本部長  
(TEL 03-5367-2001)

### (開示事項の変更) 改善計画書の策定・公表の断念に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年3月上旬に公表を予定していた改善計画・状況報告書(以下、「本報告書」といいます。)の策定・公表を断念することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本報告書の策定・公表を断念するに至った背景

2024年1月18日付で開示した「(開示事項の変更) 改善計画書の策定方針の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は日本取引所自主規制法人に対し、本報告書のドラフト提出を2024年1月下旬に、公表を3月上旬に行う予定でございました。

実際に、本年1月下旬に本報告書のドラフトを日本取引所自主規制法人へ提出いたしました。その中で、日本取引所自主規制法人より、筆頭株主が関与する取引の透明化及び公正化が必要であるとのコメントを筆頭に、多数の指摘をいただいております。

別途、日本取引所自主規制法人からは、特設注意市場銘柄<sup>※</sup>からの指定解除に向けて、内部管理体制の改善を進めるためには、代表取締役社長を含めコンプライアンス意識が欠けた行為を行っていた経営陣だけでなく、過去の特設注意市場銘柄指定時の改善策の実効性・継続性が十分でない状況に対処していなかったなどの適切な牽制体制を構築できていなかった他の取締役も含めて全員退任する必要があるのではないかとの指摘を受けておりました。また、現任の取締役が、退任後も従業員として残留した場合、社内でその影響力を様々な形で継続して行使するおそれがあり、改善が進まない懸念が高いことから、現任の取締役が、従業員として残留することも適切ではないのではないかと示唆されておりました。その指摘事項に関して、当社は、一般論としては、一定の理解はございますが、一方では、会社存続のための重要な判断材料となる要素であるため、その指摘事項は、極端な示唆ではないかとの認識です。

当社としては、上場会社の内部管理体制として当該指摘自体の必要性は理解するものの、他方で、当社がメインとする不動産の権利調整等は現取締役(監査等委員を除く

3名。以下同じ。)の属人的な人脈やノウハウに大きく依存しているところ、現取締役と同等の人脈やノウハウを有する者を確保するのは容易でない想定され、これらの人脈やノウハウを標準化する前に現取締役が早期に退任すると当社は事業継続することができなくなるため、現実的には受け入れが困難な指摘であるとも認識しております。

当社は、日本取引所自主規制法人との協議の中で、新代表取締役候補を交えて、現取締役とともに、改善計画書を策定することを説明し、日本取引所自主規制法人からその同意を得ておりましたが、既存取締役が残留したままでの改善計画の遂行は、実効性が乏しいと判断する可能性が高いとの指摘を当初から受けておりました。

加えて、2023年11月の特設注意市場銘柄への指定時に、改善計画策定においてさらなる原因分析の一環として5年以上前の適時開示の妥当性に関する調査(過去に当社が行った関連当事者取引とみなされていない取引の中に、実際は関連当事者取引とみなすべきであった取引がないかの確認と、過去に行った関連当事者取引の実態や全体像(取引の目的や資金の流れなど)を解明するための調査)が必要ではないかと示唆されております。

上記より速やかに、後任の代表取締役及びその他取締役の探索を模索しておりましたが、改善計画を策定し、これを実施する取締役としての資質を備えているだけでなく、当社がメインとする不動産の権利調整等につき、現取締役と同等の人脈やノウハウを有する人物の確保は、実際に容易でありませんでした。

また、5年以上前の適時開示の妥当性に関する調査は、当時の役職員の多くが退任・退職し、当時の資料も限られるため、十分な調査を実施できない状況です。

さらに、当社は約20名の少人数で運営しているため、内部管理体制の改善に向けて必要な日本取引所自主規制法人が求める改善計画の策定のために大半の人的資本が割かれており、本来注力すべき事業活動に人的資本を投下できず、営業活動や資金調達活動が滞っている状況です。具体的には、営業活動においては、販促活動や仕入・販売の交渉をするための人材を当てられず、また、営業担当人材が営業時間内に当該営業活動に費やす時間を確保できる状況でなく、仕入れ資金の融資活動においては、当社が特設注意市場銘柄に指定されたため、指定以前と比較して融資の条件が厳しくなり、融資のための金融機関との調整の時間が十分確保できなくなっております。このような状況から、特設注意市場銘柄からの指定解除に向けて内部管理体制の改善に向けて必要な日本取引所自主規制法人が求める改善計画の策定に引き続き注力することは、当社の事業継続自体が困難となることに直結する事態であると捉えております。

上記を総合的に勘案した結果、当社としては、当社の存続を図るため、特設注意市場銘柄からの指定解除に向けて内部管理体制を改善すべく必要となる日本取引所自主規制法人が求める改善計画の策定及び公表を断念せざるを得ないと判断をいたしました。なお、2023年9月28日付で開示しておりました社外調査委員会による調査報告書記載の再発防止策の提言については、特設注意市場銘柄からの指定解除に向けて内部管理体制を改善すべく必要となる日本取引所自主規制法人が求める改善計画の策定及び公

表とは別に、当社の属性や社内体制等を踏まえて引き続き必要な対応をする予定であり、コンプライアンス維持に努めてまいります。

## 2. 今後の見通し

当社は特設注意市場銘柄に指定されております。特設注意市場銘柄に指定された上場会社は、内部管理体制の改善に向けて指定のスケジュールに沿った改善計画・状況報告書の作成・公表及び指定後1年後を目処とした、内部管理体制確認書等の提出を義務づけられております。

本報告書の策定及び公表を断念したことにより、当社が内部管理体制の改善に向けた対応を断念したと判断された場合には当社株式については上場廃止となる可能性が高くなります。

株主の皆様にはご迷惑・ご心配をおかけすることとなり大変申し訳ございませんが、何卒ご理解、ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

※2024年1月15日以降、従来の「特設注意市場銘柄」は、「特別注意銘柄」と呼称が変更されていますが、本開示においては、当社が指定されたタイミングでの「特設注意市場銘柄」の表記を統一して使用しております。

### (参考) 改善計画書の策定方針スケジュール

実施内容		実施（予定）日 ※当初予定	実施（予定）日 ※変更後
1	本調査報告書に基づいた、当社としての原因分析	2023年9月22日～2023年11月30日 (一部実施済)	2023年9月22日～2023年11月30日 (一部実施済)
2	原因分析に基づく再発防止策の検討	2023年9月22日～2023年11月30日 (一部実施済)	2023年9月22日～2023年11月30日 (一部実施済)
3	外部専門家も交えた、特設注意市場銘柄への指定措置に基づく原因分析・再発防止策の再検討	2023年11月30日～ <u>1月上旬 (予定)</u>	2023年11月30日～ <u>2024年1月中旬 (一部実施済)</u>
4	社内調査	—	2024年1月1日～2024年2月下旬 (予定) (一部実施済)
5	特設注意市場銘柄指定措置に対する改善計画の検討・ドラフトの策定	2024年1月中旬 (予定)	<u>2024年1月下旬 (予定)</u> <u>社内調査の範囲以外 (実施済)</u>

6	日本取引所自主規制法人へ 改善計画書ドラフトの提出	2024年1月中旬(予定)	<u>2024年1月下旬(予定)</u> <u>社内調査の範囲以外</u> <u>(実施済)</u>
7	社内調査の結果を受けて、 特設注意市場銘柄指定措置 に対する改善計画の再検討	—	
8	改善計画・状況報告書の公 表	2024年2月下旬(予定)	

以上